

第 16 回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成 21 年 4 月 6 日（水）10：00～12：30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・舟岡部会長、美添委員、出口委員、岡室専門委員、笹井専門委員、篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員
・審議協力者（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行、西尾社団法人全日本冠婚葬祭互助協会総務部長、加藤社団法人リース事業協会企画部兼総務部課長）
・調査実施者（山根経済産業省サービス統計室長ほか 3 名）
・事務局（高木内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか 2 名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 審議の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、「追加業種の調査票及び調査事項」及び「調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」について、「冠婚葬祭業」及び「リース業」関係の各業界の有識者（審議協力者）から意見聴取を行い、次に、調査実施者から前回部会で出された意見等についての回答が行なわれ、その後、それらを踏まえて審議が行われた。

審議の結果、「調査票及び調査事項」について、次のような指摘等があったが、そのほかについては、改正計画の内容で適当とされた。

「学習塾」において通信教育の有無を把握すべきとの指摘について、調査実施者から「e-ラーニングの有無」を設問として設定するとの説明が行われたが、その設問では回答者が混乱するとの指摘を受け、設問方法について引き続き検討を要するとされた。

「学習塾」及び「教養・技能教授業」においてフランチャイズ加盟の実態を把握すべきとの指摘について、調査実施者から「学習塾」等に限らずフランチャイズの事業形態が想定される 10 業種について、「フランチャイズ加盟の有無」を設問として設定するとの説明が行われ、適当とされた。

- (2) 次に、審査メモの項目に沿って、「集計事項の追加」、「標本調査方式の導入」、「調査方法の変更」、「集計結果表章の見直し」、「重複の範囲の合理性」及び「基本計画との整合性」について、1 回目（第 14 回）の部会で出された各委員、専門委員の意見等に、調査実施者及び事務局から回答する形で審議が行われ、基本的には改正計画の内容で適当とされた。

(3) 審議協力者の意見聴取における質疑応答及び審議における委員・専門委員からの意見等の主なものは、以下のとおり。

審議協力者からの意見聴取における質疑応答

「冠婚葬祭業」関係

調査事項の売上高について、冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）の会員の前受金（積立金）についてはどのように処理することとなるのか。

冠婚葬祭でかかった経費から前受金を控除した場合は、その控除分を加えたものを売上高とした方がよいと考える。

調査票には互助会に加入しているか否かの調査項目がないが、このような調査項目は必要ないのか。

互助会から見ると、必要性はあると思われるが、冠婚葬祭業全体を見たときに、そこまで必要性があるのか疑問である。

「葬祭ディレクターの数」を把握する趣旨が、質の高いサービス提供の把握ということであれば、同様に結婚式場にも「ブライダルプロデューサー」という資格があるので、これも把握した方が参考になるのではないか。

「リース業」関係

リース会計等の改正によるファイナンス・リースのオンバランス化は、余りデータ等に影響はないとのことだが、成長途上の企業などには影響があるのではないか。

成長産業の企業にとって、リース会計のオフバランス・メリットに対する評価は実は今までもそれほど高くなく、リース会計のオンバランス化の影響は少ないと見ている。リースを見合わせる要因については、今の景気動向による影響なのか、会計基準の改正による影響なのかを考えると、会計基準の改正による影響は極めて限定的ではないかと考えている。

会計基準が変更されたことにより、時系列データの使用について気をつけることはあるか、統計的な継続性は確保できるのか。特に、年間営業費用や固定資産取得額は問題ないのか。

売上高の取扱いには、i)リース取扱高を一時的に全て売上高とする方法、)リース料のみを売上高とする方法（従来の方法）及び)利息部分のみを計上する方法があり、それぞれ数値が大幅に変わるが、大手企業は)の方式を採用する方向性なので、集計値についての継続性には大きな影響はないと思われる。また、年間営業費用や年間固定資産取得額については会計基準の変更に沿った調査事項（前回調査から「リース投資資産原価」、「リース投資資産」を追加）を設定しているので問題はないと思う。

審議における意見等

（調査事項等）

「学習塾」について、「e-ラーニングの有無」のみの調査事項では、教室でパ

ソコンを用いて学習する方法とインターネットを利用する通信教育との区別がつかなくなり、調査対象者、統計利用者の双方に混乱を招く恐れがある。「メール」、「ウェブ」、「教室におけるソフトの利用」等の複数選択肢の中から選択させるなど、回答者に分かりやすくすべき。

「学習塾」については、本調査で経理項目を把握していることから、本調査の対象ではない「各種学校」である予備校等についても経理項目を把握し、相互に活用できるよう、経済産業省及び文部科学省において今後検討してもらいたい。

本調査では、売上高の割合などをパーセントで答える形式としているが、実数である金額の方が記入しやすいことも考えられるので、どちらがよいのか、精度、煩雑さなどの観点から、今後十分検討してもらいたい。

(集計事項等)

本調査の標本調査化により、地域別表章に必要な標本数が十分確保できない都道府県も出てきていると思うが、企業単位の調査業種を国の直轄調査としたことにより、都道府県が担当する調査対象数は前回調査よりも減少していることから、地域別表章の精度を上げるために標本の抽出数を増やしたいと要望する都道府県に、その分を割り振るようなことはできないか。

都道府県によっては、一部の業種について結果表章の精度を上げるために、独自に調査を行いたいと要望しているところもあり、そういうところについては、経済産業省からリソースを提供し、独自にやっていただくという方法を検討している。

(調査方法、結果表章等)

欠測値の補完については、具体的な補完方法を公表するなど、補完方法等について評価できるようにすべきではないか。

欠測値の補完については、ここでその詳細な方法まで決めるのではなく、今回調査で欠測値の補完を導入するということに止め、具体的にどのような方法で行うのかについては、今後、調査実施者が検討をして決めることができるような余地を残すようにすることが適当。

コールセンターは、回答の督促のためには用いないのか。

コールセンターには、都道府県経由の 22 業種の調査における調査員の業務を補助する役割を担ってもらうことを想定しており、一義的な督促は調査員によることとしている。

6 今後の予定

次回は 4 月 20 日(月)に開催し、答申案について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>